

令和4年第6回 飯塚市議会会議録第6号

令和4年12月16日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第17日 12月16日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例
- (3) 議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）
- (5) 議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）
- (6) 議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (8) 議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例
- (9) 議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）
- (10) 議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）
- (14) 議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）
- (4) 議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）
- (5) 議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

- (4) 議案第 1 1 1 号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 1 1 2 号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）
- (7) 議案第 1 1 6 号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について
- (8) 議員提出議案第 2 号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 9 4 号 令和 4 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (2) 議案第 9 5 号 令和 4 年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (3) 議案第 9 6 号 令和 4 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (4) 議案第 9 7 号 令和 4 年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (5) 議案第 9 8 号 令和 4 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (6) 議案第 9 9 号 令和 4 年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (7) 議案第 1 0 0 号 令和 4 年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 1 0 1 号 令和 4 年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (9) 議案第 1 1 7 号 市道路線の認定

第 2 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第 1 0 号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願

第 3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 1 8 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第 1 9 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第 2 0 号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第 2 1 号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第 2 2 号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書の提出
- 6 議員提出議案第 2 3 号 職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出

第 4 署名議員の指名

第 5 閉 会

○会議に付した事件

第 1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 9 0 号 令和 4 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 8 号）
- (2) 議案第 1 0 2 号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例
- (3) 議案第 1 0 3 号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 1 0 4 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）
- (5) 議案第 1 0 5 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）
- (6) 議案第 1 0 6 号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 1 0 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に

関する条例

- (8) 議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例
- (9) 議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)
- (10) 議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (11) 議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (12) 議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (13) 議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
- (14) 議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- (15) 議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- (16) 議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
- (17) 議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (18) 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)
- (4) 議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)
- (5) 議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第114号 指定管理者の指定(飯塚市市民公園体育施設)
- (7) 議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について
- (8) 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- (1) 議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第117号 市道路線の認定

第2 議会運営委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願

第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議
- 2 議員提出議案第18号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の

提出

- 3 議員提出議案第19号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第20号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第21号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第22号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書の提出
- 7 議員提出議案第23号 職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出

第4 署名議員の指名

第5 閉会

○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第90号」から「議案第128号」までの39件及び「議員提出議案第2号」、以上40件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案18件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童措置費、電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業費については、どのような方法で支援金を算定し、いつから支給するのかということについては、市内の私立保育所及び認定こども園に対し、令和4年10月1日の利用定員1名つき3千円を基準額として算定する。既に定員数から支援金の額は確定していることから、年明けに申請書を送付し、請求をもって支給を行いたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」については、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれていた3本の法律が、一本化されたということだが、これに伴い、現在本市の条例と大きく変わった点はあるのかということについては、本市がこれまで条例に基づき運用してきた個人情報の取扱いルールなどは、新たに適用される法の下で水準を維持するようにしていることから、その運用について大きく変わる点はないものと考えているという答弁であります。

次に、第3条において、実施機関の責務として、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならないとあるが、現行条例はどのような取組を行っているのかということについては、ソフト面の取組として、職員が個人情報の取扱いの知識の習得や研修などを行っている。また、ハード面の取組として、情報システムでの個人情報へのアクセスは外部と完全に分離している。これらの取組は新条例の下においても取り組んでいくという答弁であります。

次に、第6条において個人情報保護管理責任者を定めなければならないとあるが、誰がこれに当たるのかということについては、規則での制定となるが、各所属の課長相当職を充てるように考えているという答弁であります。

次に、第15条において飯塚市個人情報保護審査会を置くようになっているが、どのような委員をもって組織するのかということについては、地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織することとなっているという答弁であります。

次に、第22条の罰則規定は、どのような内容となっているのかということについては、「委

員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとし、その職を退いた後も同様とする」として、「秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」となっている。また、現行条例に規定している職員等への罰則規定については、改正個人情報保護法に規定されているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」及び「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」、以上3件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、65歳まで定年が延長されるということだが、これに伴って職員定数に変化はあるのかということについては、定年の引上げが定数の増加につながることはないと考えているが、今後、定年退職者が2年に1度しか生じないことから、当該退職者数の推移を見込んで、一時的に職員定数に幅を持たせる検討は必要であると考えているという答弁であります。

次に、新規採用職員の確保についてはどのように考えているのかということについては、職員が大量に退職とする年もあることから、新規職員の採用に当たっては、職員の年齢構成等を考慮しながら、退職者数等の見通しも踏まえた中長期的な観点をもった職員採用を行っていきたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」、「議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、以上10件については、執行部から議案書並びに補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第90号」、

「議案第102号」、「議案第104号」、「議案第105号」及び「議案第108号」に反対であります。

まず、「一般会計補正予算（第8号）」には、見るべき物価高騰から、市民の暮らし、地元中小業者の営業を応援する見るべき財政出動がない中で、飯塚市25番目の基金として、公共施設等整備基金を新たにつくり、財政調整基金からお金を回して、新規に10億円を積み立てる予算計上があります。財政調整基金、減債基金と併せると、財政調整に関わる基金は今年度末、来年3月ですが、過去最高水準の約156億円に膨れ上がります。新たにつくる基金については、将来必要になる公共施設の更新には、整備に要した187億円程度のお金が必要であり、そのためにお金を貯めておく必要があるというような執行部の説明です。この基金がなくても、これまで公共施設の整備はやってきています。市民生活が大変なときです。10億円のお金は市民の暮らしと仕事の応援に回すべきであります。公共施設整備等準備基金の設置は認めることができません。このほかに、ふるさと応援寄附基金が30億円あります。これは、住民の福祉の増進に使われるはずですから、その分だけ新たな財源が生まれることになります。12月補正によって、約900億円に膨れ上がる一般会計予算規模の大きさ、今申し上げましたように、過去最高水準を続けている基金の状況を考慮し、学校給食費無償化、水道料値下げ、地元中小業者の支援にしっかりと財政出動を行うよう強く求めるものであります。

次に、「飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」についても述べておきます。今回の全部改正は、国の法律改正を理由にしたものです。今回条例改正に当たっては、飯塚市個人情報保護審議会の審査によって、現行条例の住民の利益になるものは基本的に維持され、法改正によって、住民に不利益が押しつけられる懸念が残る方向は極力採用されておりません。そうであれば、現行条例をあえて改正する必要はありません。

次に、2つの附属機関の設置については、行政経営戦略関係は、住民福祉の増進を第一にする視点から、また、公共施設跡地関係は、地元住民の声を的確に反映する視点から、それぞれ不透明感があり、認めることができません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

私は、「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」について、賛成の立場で討論いたします。

この条例改正は、2021年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正されました。この法改正により、地方自治体がそれぞれ整備していた個人保護制度が、個人情報保護法による全国的な共通ルールによって統合されることになりました。現在、飯塚市個人情報保護条例は43条で構成されておりますが、法改正により、本市の個人情報保護制度は大半が法の定めるところとなり、上程されている条例は22条の構成によるものとなります。

私は今回の条例改正で、改めて本市の条例や他自治体の条例、また、個人情報保護法を読みました。気がついたことは、本市の飯塚市個人情報保護条例は、個人情報保護のために、作成から丁寧につくられ、改正を含めて積み重ねられていた大変優れている条例だということです。例えば、調査審議する個人情報保護審査会と運営について審査する審議会があるなど、特筆すべきことがたくさんありました。この条例を改正するという事になったことで、関係者、関係課は大変な作業をされたことだと思っております。

ホームページ上で、まずは骨子案が示されました。それについては、残念ながら分かりにくいという市民の声もたくさん聞いております。しかし、そのパブリックコメントは10名の方から27件の意見が出されておりました。それに対して、市はしっかりと考え方を示し、具体的にその取扱いについて述べられておりました。大変な苦勞があったのではないかと思います。

また、今回のこの条例改正に当たり、今の水準が下がらないようにと様々なところで取り計らいがあります。目的にも市民等の基本的人権を擁護すると明記されたこと、開示請求に係る手数料、開示決定等の期限、運用状況の公表、罰則など、これまでと同じように運用されること。法で作成義務のない個人情報ファイル簿の1千人未満のものについても、作成、公表するということなど、様々な配慮を感じました。

しかし、残念ながら、幾つかもう少し工夫していただければと思うことがありましたので、要望させていただきます。1つは、個人情報のファイル簿の公表を、ぜひホームページでも公表していただけたらと思っております。また、死者に関する情報について、個人情報保護法では、対象者を生存する個人としており、本市の条例には、第16条第2項で定められております。現行の保護条例の水準を低下させないように、要綱をつくるなど基準を定めていただければと思っております。また、市の独自の条例要配慮個人情報については、法に基づく規律を超えて、取得や提供等に関する固有のルールを付加することが許容されていないため、規定はされておませんが、今後の社会の状況の変化を踏まえて、必要に応じて再検討をお願いしたいです。また、行政機関等匿名加工情報の提供制度導入に当たっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案事業者名や発行情報の利用目的などを公表し、公益性やプライバシーの侵害について、慎重に検討していただきたいと思えます。国会では、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討することという附帯決議を踏まえての決議でありました。ぜひ、改善が求められることがあれば、よろしく願いいたします。

個人情報保護条例は、一人一人にとって大変重要なものであります。残念ながら、市民の方には、それが分かりにくいと感じる方もいらっしゃると思います。市民の方に対しては、個人情報保護審議会委員をされた方が発言されておりましたように、分かりやすく、どのように改正があったかをお伝えください。デジタル化が進む中で、どう市民の個人情報を守っていくかは、基礎自治体の責務であると思えます。ぜひ、この責務をしっかりと認識していただき、この条例を施行していただければと思っております。以上で終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第118号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」、「議案第119号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第120号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第121号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第122号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第123号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第124号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第125号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第126号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」及び「議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、以上10件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案10件は、いずれも原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

福祉文教委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、介護サービス等諸費が約6億円も減額補正となっているのは、どのような理由からかということについては、通所系サービスにおいて、コロナ禍の影響で落ち込んでいた利用単価や利用者数、利用件数など、予算の算定要素となるものが回復することを見込んでいたが、思ったよりも回復せず、利用単価及び利用件数ともに見込みを大きく下回ったこと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が1事業所廃止されたことにより、利用件数が見込みを大きく下回ったこと、介護老人福祉施設・介護老人保健施設において、施設滞在日数が見込みを下回ったことなどが主な理由で、減額補正となっているという答弁であります。

次に、今年度の介護保険給付費等準備基金への繰入れにより、年度末残高が過去最高額となるが、基金の適正な積立額の目安がないのであれば、相当額を取り崩し、介護保険料の引下げに使用するべきではないかということについては、介護保険料の算定は3年ごとの計画で算定しており、次期の事業計画策定作業の中で、基金の残高見込み、給付費等の伸び、将来推計等を総合的

に勘案し、適切な介護保険料となるよう算定を行う予定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者が多い中、サービス料を過大に見積もり、利用しなかった分を基金に積み増していくようなやり方は、介護保険制度の原則からいってもおかしいため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」及び「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者の選定候補である図書館流通センターにおける図書館職員の待遇については十分な賃金が用意されているのかということについては、市が算定している賃金は十分相応の金額を示しているが、あくまでも企業側の考え方で算定されるものであるという答弁であります。

次に、本案2件は事務処理の手順が指定管理者制度の運用に関するガイドラインには即していないが違法ではないということで同時に提出しているが、ガイドラインに違反しない別の方法は考えなかったのかということについては、公募をやり直すことも検討したが、4月からの円滑なスタートに支障を来すことになることから、今回同時に提出しているという答弁であります。

次に、現行条例では、飯塚市立図書館、筑穂館及び庄内館の管理については指定管理者に「行わせるものとする」と規定されているが、今回の改正で「行わせることができる」と変えているのはどのような理由からかということについては、指定管理者でも直営でもどちらでも図書館の管理ができるような取扱いにしているという答弁であります。

次に、今まで指定管理にしていなかった穂波館と穎田館を指定管理にするのはどのような理由からかということについては、指定管理者による各事業やイベント等を市内の全図書館が統一した方針で運用することが可能となり、市民ニーズへの対応が効果的に進められ、図書館運営の効率化につながるものと考えている。また、職員体制について、現在は1年更新の雇用体系である会計年度任用職員であるが、指定管理者の雇用となると最低5年間は継続雇用となり、安定的に職員を確保でき、市民サービスの向上につながるものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、住民サービス向上の視点から見て、穂波館、穎田館を指定管理にする理由が見当たらないこと、ガイドラインに違反しているにもかかわらず、強引に議案を提出するやり方は、市政に対する住民の信頼を著しく失墜させる行為であることから、本案2件については、いずれも反対であるという意見や、開館時間並びに開館日については、5館で統一されておらず、早い時期に足並みをそろえてほしいところであるが、5館全てを指定管理者にするということは、5館体制をきちんと維持していくという意思の表れとして歓迎すべきであり、本案2件についてはいずれも賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校施設の安全点検体制はどのように行っていたのかということについては、各学校では学校施設等における危機管理マニュアルに基づき、校内安全点検実施計画を作成し、安全点検を実施している。また、教育委員会においては、学校施設点検管理マニュアルに基づき、各学校で実施された学校施設安全点検チェックリストの提出を求め、学校施設の安全点検について確認を行っている。点検の結果、修繕を要する箇所については、学校と協議し、適宜適切な対応を図ることとしているという答弁であります。

次に、この事故現場の損傷について、学校はいつから把握していたのかということについては、学校施設等修繕依頼書などで確認を行ったが、損傷について把握した時期は明確に分からなかった。この事故の発生は学校の安全点検の不十分さ、また教育委員会の指導の不十分さから来たも

のであり、重大な責任があると認識しているという答弁であります。

次に、同様の事故の発生を防止するため、どのような対策を実施したのかということについては、全小中学校の側溝など、外溝等に特化した施設の緊急安全点検を実施し、異常が発見された小中学校に対して修繕や資材の支給等を行うなど、全て対応を完了している。また、教育委員会においては、従前の学校施設の点検マニュアルでは年2回の確認を行っていたところを学期ごとの年3回に変更し、その確認結果を基に教育総務課職員の立会いの下、現地調査を行うように改め、危険箇所への把握に努めるよう変更しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番（小幡俊之）

福祉文教委員長にちょっとお尋ねいたします。今、報告の中の「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の件ですが、該当児童のご両親のほうから、この損害賠償の額に対する和解は、同意するということですが、和解と同時にどのような説明が執行部のほうからあったか分かりませんが、市役所の担当の方や教育委員会のほうからは、当時も含め、この和解に際しても、謝罪、陳謝等をしっかりといただいたと。それは十分、感謝しているということですが、事故当時から現在に至って、学校、校長をはじめとする関係者からのそういった陳謝、謝罪等がいまだにないということで、和解に当たって、条件といいますか、一言、学校関係者からの謝罪が欲しいということをお願いしたいということをお願いしておりましたが、委員会のほうにも、執行部側からそういった説明等もありましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

そのような説明はあっておりません。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第92号」、「議案第109号」及び「議案第115号」に反対し、討論を行います。

まず、「介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。12月議会に介護保険特別会計補正予算案が出されました。新たに3億966万円を基金に積み立てます。介護保険給付等準備基金であります。これは来年3月末には約7億3900万円余、ほぼ2倍になります。介護サービスにかかる費用は、5億9812万円もの減額補正です。今年度は、介護サービス利用がかなり伸びると見込みましたが、新型コロナ第7波の影響が大きく、それほどでもなかったというのが、市役所の説明であります。介護保険料は、介護サービス必要量を見通して、3年ごとに改定されます。今年度は、3年計画、第8期の2年目であります。制度スタートからどんどん引き上げられ、高齢者の暮らしを大きく圧迫しているのが、この介護保険料です。介護保険については、利用料の2倍化も、今、国のほうで取り沙汰されている状況があります。高過ぎる介

護保険料を含めて、市民の負担軽減を図るべきであります。

次に、市立図書館条例と指定管理議案であります。市立図書館5館のうち、現在、市直営の穂波館、颯田館を民間に任せたいと急ぐ片峯市長に、私は、指定管理者制度に関する運用のガイドライン違反を曖昧にできないと指摘し、関連議案の撤回を求めました。12月13日の福祉文教委員会では、ガイドライン違反を承知の上で業者選考を進めたこと、住民サービスの充実には、民間任せの必要がないことが明らかになりました。飯塚市議会がこの関連2議案を容認するなら、市民の信頼はさらに失墜しかねないのであります。

「指定管理者制度の運用に関するガイドライン（飯塚市）」を確認すると、第1に施設の在り方検討、第2に制度導入の検討、第3に設置条例の整備、その上で第4に公募、第5に選定、第6で指定の議決、今日、議案が採決に至るわけですが、第7で協定締結となっています。今回、市長が認めたガイドライン違反行為は、今申し上げたうち、第3の設置条例の整備、穂波館、颯田館を含む5館を指定管理できる規定、これを飛ばして第4の公募、民間業者へ6月と7月において行ったことですが、この公募は4月20日起案で、5月10日に市長決裁となっています。なお、6月定例会の時期ですが、この6月21日には現地説明会も行われております。第5の選定は、指定管理者選定委員会が、10月7日に第1回目済み、10月21日、2週間後ですが、この日に決定する予定でした。教育委員会教育部長は、この7人の選定委員会の1人です。ガイドライン違反行為が分かったのは、10月14日、生涯学習課、ここが担当課ですが、総務課法制係を訪ねて、その職員から指摘を受けてのことです。この指摘を受けた市担当課及び教育部長の考えは、この違反行為は果たして法律違反なのか、自分たちが行った指定管理者公募は無効なのかということだったとの福祉文教委員会での答弁であります。ここには、市のガイドラインに違反したことの重大さ、その自覚は全く感じられません。武井教育長と久世副市長は10月18日と言いますから、4日後です。福祉文教担当と言われる藤江副市長は10月20日と言いますから、もうほぼ1週間後になるわけですが、そして、片峯市長が報告を聞いたのは10月24日というわけです。10日が過ぎているわけですね。このときは既にお分かりのように、3日前に業者選定が終わっていたという、そういう形です。そして、10月27日には選定結果の通知が、指定管理者選定委員会委員長から武井教育長宛てに出されています。実は、この間には、ガイドライン違反を避けるために、現状のまま、現在の指定管理者との契約を1年延長するという選択肢もあったし、それを検討もしたという答弁がありました。片峯市長らは、ガイドライン違反を覚悟の上で議案提出をする決意を固めてしまったのであります。今回、指定管理議案の議会提出については、片峯市長が報告を聞いた10月24日の翌日、10月25日に起案され、11月11日に片峯市長が大きな判こを押しているわけです。片峯市長は、報告を聞いた翌日に職員に起案をさせているという事実が、情報開示請求資料によって明らかになりました。

市立図書館について、行政経営部長など市幹部6人で構成する指定管理者制度導入推進委員会が昨年、第3回として昨年11月24日、第4回として12月23日、そして今年に入って1月24日、こういう形で急ピッチに進められてまいりました。市議会でも、記者会見でも、片峯市長や武井教育長をはじめ、居並ぶ市幹部が、正しくはないが違法ではない、適切ではないが法律違反ではない、こういうふうに口々に言い続ける。飯塚市民が、この姿をどう見ているのか。また、図書館を利用するばかりではありませんけれども、市の最高幹部が、しかも教育に携わる最高幹部がこういうようなことを言い張ってごり押しする姿を、子どもたちがどういうふうに見るでしょうか。これが教育上よいことかも考えなければなりません。こういう状況でごり押しされる市のガイドライン違反の今回関連2議案は、住民サービスの充実より、指定管理者への市立図書館の投げ出しを優先するものであり、到底認めることができません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

私は、「議案第115号」につきまして、反対の立場で討論させていただきます。今回のこの議案に関しましては、飯塚市立庄内図書館につきましても、再度の指定ということの議案になっています。この庄内図書館の施設の効率の最大化という部分につきまして、以前より、数年前から何度もこの議会及び委員会などで、今の庄内図書館の利用状況を改善してほしいというふうな話をさせてもらいました。具体的には、この2階建ての図書館の建物ではあるのですが、実際に図書館として、市民の方が実際に利用するのが、1階のごく一部の部分になっております。ですので、そういったのをもうちょっと市民に開かれた、利用のしやすいような形を考えていただきたい。例えば、小学校、中学校が近くに位置していますので、その辺りの児童生徒さんの学習スペースを設けてほしい。そういったのをぜひとも検討してほしいということを再三、提案のほう及び質問のほうもさせてもらってまいりました。ただ、今回の議案のほうを見まして、実際にその選定の方法及び理由の中に、指定管理施設の効用を最大限に発揮するというふうな文言がございますが、ここに関して、今回の指定管理団体のほうが、そういったのをきちんと検討してやっただけにしているというふうには思えませんので、この議案に関しまして反対します。

及び、関連しますので、「議案第109号」に関しましても、反対させていただきます。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第128号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案7件及び議員提出議案1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、一般会計繰入金が13億円ということだが、どのような運営状況なのかということについては、繰入金で財源調整を行っているが、今年度は繰越金が多く、また繰入金が予定より減額となっていることから、適正な運営ができているものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、穂波東グラウンドと他のグラウンドでは、利用時間に2時間の差があるが、どのような理由からなのかということについては、照明設備のない穂波東グラウンドについては午後8時までとし、他の照明設備のあるグラウンドについては、午後10時までとしているという答弁であります。

次に、穂波東グラウンドと颯田グラウンドは、それぞれどのような工事内容なのかということについては、穂波東グラウンドについては、トイレ及び防球フェンスの設置であり、颯田グラウンドについては、照明の設置であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例では2時間の回数券を用意することだが、現在は指定管理者のサービス提供という形で1時間の利用も設定されていることから、1時間の回数券についても用意するのかということについては、指定管理者と協議をした上で決定していきたいという答弁であります。

次に、プリペイドカードの方が利便性は優れていると思うが、どのような理由から回数券にしたのかということについては、発券機を購入するに当たり、プリペイドカード対応の発券機はコストが高いことから、費用対効果を考え、汎用型の発券機としているという答弁であります。

次に、回数券は、どのような利用回数となるかということについては、10回分の金額で11回分の利用ができるという答弁であります。

次に、現在のプリペイドカードは、今後も利用することができるのかということについては、お手持ちのプリペイドカードはそのまま利用することができるという答弁であります。

また、審査の過程において、他市では、1時間分の料金で1時間10分の利用ができるといった施設もあり、利用者からはそのほうが利用しやすいという声も聞かれることから、検討してほしいとの意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」については、

執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市民公園のテニスコート全面を人工クレーコートに改修したことによりどのような効果があるのかということについては、人工クレーコートは、砂入り人工芝のコートと同じような機能を持っており、水はけがよく、少々の雨でも使用でき、ボールのイレギュラーがなくなるという答弁であります。

次に、改正後の利用料金が400円と、改正前より倍になっているが、どのように料金設定を行ったのかということについては、機能がグレードアップしたこと、今後改修が必要となった際のコスト面と管理費を考慮したこと、また近隣の料金も参考にして料金設定を行ったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、どのような理由から非公募で選定を行ったのかということについては、スポーツ協会の設置目的が総合体育館の設置目的と一致していること、市内スポーツ競技団体及び各地区の体育振興会で構成をされていること、多様なニーズに対応できるとともに、地域との連携がとれること、スポーツツーリズム、健康寿命の延伸、フレイル予防のための取組もできることなどの理由から非公募としたという答弁であります。

次に、飯塚市指定管理者選考委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討したということだが、非公募で何と比較したのかということについては、現在の第1体育館を含めた管理体制と、今回提案がなされた新たな総合体育館での管理体制を比較したという答弁であります。

次に、本市のスポーツ環境の課題をどのように考えているのかということについては、役員の高齢化等により活発な活動ができていない団体の体制づくりや、働いている世代の運動機会が非常に少ないという状況があり、年齢を重ねていった後も動ける身体、体力づくりをどのようにしていくかが課題であると考えているという答弁であります。

次に、どのような規模の大会を誘致しようと考えているのかということについては、全国大会、九州大会等、他地域の方が飯塚の地に訪れてくれるような大会を考えているという答弁であります。

次に、スポーツツーリズムとはどのような取組なのかということについては、大会等で訪れた方たちに、宿泊施設や飲食店等の情報提供を積極的に行うことで、地域の活性化を最大限求めるという取組であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について」は、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、嘉麻市が新たに桂苑を利用することだが、桂苑に関する経費の負担割合や新清掃工場建設に係る経費の負担割合は、それぞれどのようなことになるのかということについては、桂苑に関する経費については、改正前と同様、搬入量による負担割合とし、新清掃工場建設に係る経費については、人口割のみの負担割合となっているという答弁であります。

次に、新清掃工場は、令和12年度に開設予定とのことだが、どのような進捗状況になっているのかということについては、新工場の建設候補地が決定しているが、用地取得のための交渉がまとまっていないことから、詳細なスケジュールは未定であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、執行部から「議員提出条例案と関係法令等との照合」の資料提出並びに補足説明を受け、審

査いたしました。

執行部に対する質疑応答の主なものとして、本条例と関係法令等とを照合したということだが、関係法令の全てが網羅されているのかということについては、現時点では網羅されていると考えているが、「宅地造成及び特定盛土等規制法」については、現在審議中であることから、今後、規制が強化されていくと考えているという答弁であります。

次に、条例を制定している神戸市においても、住民トラブルが起きているようだが、その原因をどのように考えているのかということについては、集中豪雨や土砂流出等の防災面での不安や、太陽光パネルによる気温上昇、電磁波及び反射光の影響からくる生活環境面での不安によるものではないかと考えているという答弁であります。

次に、住民トラブルがあったという開発地域は、神戸市条例で定める禁止区域には含まれていないとのことだが、禁止区域に指定していない理由は把握しているのかということについては、禁止区域に指定していない理由は不明であるが、この開発地域は、神戸市条例の許可のほか、森林法でも開発許可が下りていることは確認しているという答弁であります。

次に、関係法令でも条例でも住民の不安は止めることができなかったというふうに認識をしているが、この状況をどのように考えているのかということについては、関係法令や条例の許可を得た事業であっても、全国各地で同様の問題が起きているのは、詳細な説明が足りないことが一番の要因として挙げられている。本市の自然環境保全条例では、住民説明会の義務付けや、住民説明会に参加できない方は、意見書の提出ができるようになっており、事業者は、その意見書に対して真摯に見解を示してもらおうようになっているという答弁であります。

次に、太陽光発電事業を許可する立場よりも、自然環境保全条例のように、住民に寄り添っていくという立場のほうが、一番住民の声を事業者届けやすいと思うが、どのように住民の声を届けているのかということについては、太陽光発電事業への住民の不安は十分拝察していることから、白旗山メガソーラーについては、林地開発の許可権者である福岡県に対して、そのような機会を設けてもらうよう申入れを行うなどしているという答弁であります。

次に、改正FIT法は、どのような進捗状況なのかということについては、本年7月から廃棄等費用の積立てが開始されており、積立て方法等については、認定情報と併せて公表されている。また、新たに市場連動型のFIP制度も増設されており、FIT制度同様に認定を受ければ公表されるようになっているという答弁であります。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法は、どのような進捗状況なのかということについては、関係省庁のホームページにおいて、太陽光発電に係る対応も含めて、宅地造成、特定盛土に伴う災害防止に関する基本的な指針案が公表されているという答弁であります。

次に、今回照合した関係法令等の中に、熱海市の盛土による災害以降に施行された法律はあるのかということについては、もともと宅地造成等規制法があったが、災害以降、土地の用途にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するために、法律名及び目的を抜本的に改正した宅地造成及び特定盛土等規制法が公布されているという答弁であります。

次に、白旗山メガソーラー開発が許可されたときにはなかった法律が施行されているとのことだが、関係法令等の中で今回の議員提出議案条例案の内容をカバーすることができるのかということについては、太陽光発電事業も含まれていることから、総合的に判断し、包含されていると考えているという答弁であります。

次に、国の法律は、どのような整備状況なのかということについては、本年10月7日に、経済産業省、農林水産省をはじめとする関係省庁を含めた再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会での提言の中で、森林法に基づく林地開発許可の対象が1ヘクタールから0.5ヘクタールへの引下げ、一定規模の発電事業に係る住民説明会等の義務化及び非FIT・非FIP案件に対する検討などが主な内容として協議が進められている。また、盛土規制法において、第4回目のワーキンググループが開催されるなど、着々と、法整備に向け準

備が進められているという答弁であります。

次に、南関町が太陽光発電に係る条例を制定したということだが、どのような内容なのかということについては、新聞報道によると、事業に対する説明会の開催などを示した条例となっているという答弁であります。

この答弁を受け、南関町の条例を取り寄せて、研究する必要があるのではないかという意見が出されました。

次に、国や県が許可した後に、市が許可を出さないというのは可能なのかということについては、まず憲法があり、その下に法律や政令省令があることから、かなり厳しい状況だと考えているという答弁であります。

次に、事業者は法を遵守して開発申請を行うと思うが、市が許可を出さないことで訴訟に至った事例はあるのかということについては、訴訟に至った事例はあるという答弁であります。

次に、国の法整備の動きは、これで止まると考えているのかということについては、これからも厳格化、適正化が図られていくと考えているという答弁であります。

次に、盛土規制法において、太陽光発電に係る対応はどのようになっているのかということについては、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ、同法に基づく許可等が必要になると示されている。罰則として、無許可行為、命令違反等については、最大で懲役3年以下、また、罰金1千万円以下、法人は3億円と協議されていることから、厳正に対応が図られていくものと考えているという答弁であります。

次に、条例第7条に禁止区域、第8条に区域の指定の規定があるが、条例を制定している208自治体のうち、禁止区域を設けているのは、どのくらいあるのかということについては、208自治体のうち34自治体が禁止区域を設けているという答弁であります。

次に、禁止区域を設けていないのは、どのような理由からなのかということについては、開発を行う場合は、都道府県知事の許可が必要であり、上位法で規定されていることから、禁止区域は設けていない自治体が多いのではないかと考えているという答弁であります。

次に、禁止区域を設けている34自治体において、許可制としている自治体はあるのかということについては、34自治体のうち17自治体が許可制としているという答弁であります。

次に、条例第10条に周辺関係者への説明とあり、本市の自然環境保全条例においても同様に、住民説明会の遵守義務を規定しているが、自然環境保全条例で住民説明会を開催しない場合、どのようなペナルティーがあるのかということについては、指導及び勧告を行い、応じない場合は、公表することができるという答弁であります。

次に、太陽光発電に係る条例を制定した自治体のうち、本市の自然環境保全条例と同様な内容を規定している自治体は、どのくらいあるのかということについては、208自治体のうち1自治体が本市と同様な内容となっているという答弁であります。

次に、条例第11条において、特定事業の実施に係る許可があるが、許可制となっているのはどのくらいあるのかということについては、208自治体のうち40自治体が許可制になっているという答弁であります。

次に、条例第12条において、許可の基準等があるが、国の法律では、違反した場合、どのようなペナルティーがあるのかということについては、森林法では、災害を発生させる恐れがある場合は、許可しない、電気事業法では、300万円以下の罰則及び再エネ特措法施行規則では、認定取消しとなるという答弁であります。

次に、条例第19条において、大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理があるが、改正FIT法で解体等に要する費用を経済産業大臣が許可した推進機関へ積み立てすることが義務化となっているが、どのような内容なのかということについては、10キロワット以上の全ての認定業者に積立て義務があり、積立期間は10年間となっているという答弁であります。

次に、条例第24条において、報告の徴収及び立入調査の規定があるが、FITの認定の報告

等は、どのような規定なのかということについては、再エネ特措法に基づき、経済産業大臣は、認定事業者等に対し、発電設備の状況など、必要な事項に関し報告させ、またその職員に、認定事業者等の事務所や、認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、発電設備等进行检查させることができ、また、推進機関に対しても同様に、積立金管理業務等に必要な事項について報告させ、またはその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類等进行检查させることができると規定されている。また、電気事業法においても同様に、報告及び立入検査に関する規定がされているという答弁であります。

次に、報告の徴収及び立入調査を受け、何らかの問題が生じた場合、どのような対応となるのかということについては、再エネ特措法では、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の確な実施に必要な指導及び助言を行うこととされ、認定計画に従って、再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができると規定されている。また、電気事業法では、技術基準に適用していないと認められるときは、技術基準に適用するように、事業用電気工作物を修理し、改造し、もしくは移転し、もしくは使用を一時停止すべきことを命じ、または、その使用を制限することができるという答弁であります。

次に、事業者がその命令に従わない場合は、どのような対応となるのかということについては、再エネ特措法に基づき認定を取り消すことができると規定されているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、慎重に審査を行うため継続審査としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第91号」、「議案第93号」、「議案第110号」、「議案第111号」、「議案第112号」及び「議案第114号」に反対です。

反対する議案のうち、「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」及び「後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。高過ぎる国民健康保険税に多くの市民が苦しみ、新型コロナをはじめ、健康不安が広がっている中で、資格証の発行で保険証を取り上げられたり、短期保険証しか渡されないなど、医療を受ける権利が侵されています。今回補正による保険給付費の減額は、当初予算において過去最大規模に見込んだものが、それほどでもなかったためとの説明です。国保給付費等準備基金、貯め込み金は、依然、過去最高水準の9億3600万円余を維持しており、高過ぎる国民健康保険税を別の形で証明するものとなっています。子どもの均等割、減額にとどまらず廃止を求めるなど、国に対し、国民健康保険税引下げ制度改正と、1兆円程度の本格的な財政出動を強く求めるとともに、本市が基金の活用など独自の手法を取って、国民健康保険税引下げを進めるべきであります。

次に、「後期高齢者医療特別会計補正予算」は、75歳以上の高齢者を差別的に囲い込み、高い保険料を押しつけた上に、この10月から窓口自己負担2割制度を導入するなど、高齢者を苦しめています。容認することができません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決す

ることに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第114号 指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について」についての委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けました議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、以上3件については、執行部から補正予算等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、立体駐車場はどのような利用状況なのかということについては、新型コロナウイルス感染症の流行以前の利用は令和元年度では10万7520台、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で6万2930台、24時間営業を開始した令和3年度は6万8095台、本年度は令和4年10月末時点で4万8584台となっているという答弁であ

ります。

次に、来年夏にオープンするゆめタウンには無料の駐車場ができ、コスモスコモンや商店街を訪れる方がゆめタウンの無料駐車場を利用することも考えられるが、立体駐車場への影響はどのように予測しているのかということについては、予測等は行っていないが、立体駐車場はコスモスコモンに一番近い駐車場であり、コスモスコモンの来館者の利用があるものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上4件については、執行部から補正予算等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第117号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第94号」、「議案第96号」及び「議案第99号」に反対です。

そのうち、水道事業会計補正予算案については、物価高騰の中で35%もの水道料の値上げが反映しており、認めることができません。本会議での私の議案質疑で明らかになったように、水道料35%値上げによる市民の負担増は、全体で約6億3500万円に上ります。「風呂の回数を減らしている」、「なぜこんなに高くなったのか」、「値下げしてほしい」、日本共産党には深刻な声が寄せられています。ところが、企業局はこういう市民の苦情や悩みの声は届いていないと言い張っているわけです。それどころか、直方市の水道料の基礎料金の減額について、本市は市民生活応援クーポン券を出しているからと、何か関係があるのかと言いたくなるような答弁も飛び出る始末でした。このように、飯塚市が水道料の35%値上げで6億3500万円を一方的に押しつける一方で、例えば、飯塚市が切り札であるかのように胸を張っているようですが、市民1人当たり5千円の市民生活応援クーポン券、その額は総額でも6億4千万円であります。せっかくのクーポン券も全て水道代の35%値上げ分に飲み込まれてしまうことになっているのが現実であります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第95号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第96号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第97号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第98号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第99号 令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第100号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第101号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第117号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。議会運営委員会に付託していましたが「請願第10号」を議題といたします。「議会運営委員長の報告」を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、請願の表題にある「官製談合等」の「等」には、新体育館の建設工事についても調査の対象としているのかということについては、新体育館移動式観覧席の入札に係る調査であり、含まれていないという答弁であります。

次に、「官製談合等」の「等」は、何を指しているのかということについては、今回は、職員が落札業者と会食していたことから官製談合の疑いがあるが、業者間での談合の疑いもあることから、「官製談合等」としているという答弁であります。

次に、紹介議員は、9月議会最終日の「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」の採決において、会食の事実を知っていたにもかかわらず、反対したのはなぜかということについては、人事課において調査中であったことから、その時点では反対とさせていただいたという答弁であります。

次に、会食をしたことで、官製談合が疑われるとする請願者の主張は主観的であり、確証性に乏しいと思われるが、請願者はどのような点から官製談合が疑われると考えているのかということについては、特定の入札に関わる方々が集まっている点、9月22日以降、幾度となく調査を申し入れ、質疑通告をして職名まで特定したにもかかわらず申出がなかった点で疑義があり、確証を得るために百条委員会の設置を求めているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、請願の提出を受け、当該職員への調査を行ったのか。また、当該職員は職員倫理条例に違反しているのかということについては、11月28日に当該職員から申出があり、11月29日に申出内容の聞き取り調査を行っている。現時点では、当該職員からの申出と、その聞き取り調査等を行っている段階で、判断には至っていないが、職員倫理条例第5条において職員の倫理行動規範を、同条例施行規則第4条において具体的な禁止行為等を定めており、これに従い対処していくという答弁であります。

次に、新体育館移動式観覧席の入札に関して、契約課長は、落札業者が有利となるような働きかけが可能な立場にあるのかということについては、今回の移動式観覧席の入札は、1件2千万円以上の備品の購入契約に係るものであり、事務決裁規程では市長決裁事項に該当する。契約課長は入札の参加者の決定、予定価格の決定、契約締結に関することのいずれの決定権限も有していないため、入札において有利となるような働きかけが可能な立場にはないという答弁であります。

次に、本請願の提出を受け、今後、どのような調査を行っていくのかということについては、人事課においては、現在、当該職員からの申出及び聞き取り調査等を行っている段階であり、今後、関係者への事実の確認等を行い、職員倫理条例施行規則別表に規定している違反行為の種類、標準的な処分量定に基づき、人事諮問委員会において判断することとしている。また、契約課においては、飯塚市談合情報等対応マニュアルに準じ、現在、調査を行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、公正で透明な飯塚市政の実現を求める立場から、体育館建設における不透明さを明らかにするため本請願に賛成であるという意見や、執行部において官製談合等の疑いについて調査を進めている。官製談合については、百条委員会ではなく、警察へ届け出るものであることから反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

執行部の答弁の中で、坂平末雄副議長からの聞き取りはいつ行ったのか、答弁があったと思いますけれども、報告の中にありませんでした。いつ行われたのか、場所も含めて答弁があったと思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

坂平副議長への聞き取りはいつ、どこで行われたのかということですが、12月13日に行われたという答弁はありましたが、場所についての答弁はありませんでした。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの議会運営委員長報告にありました「請願第10号」に賛成の立場から討論を行います。

この請願は、新体育館移動式観覧席の入札について、官製談合等の疑いがあるので、早急に百条委員会を設置して調査することを求めるものです。新体育館建設をめぐっては、本体工事入札が成立しない事態が2回続き、市が調整を図り、ようやく3回目で成立した経過があります。そのあと、基礎工事の見直しにより、7億円の工事費が増える決着を、顧問弁護士にも相談せず、片峯市長が判断する事態となりました。そして今回、移動式観覧席の取得をめぐる事態となるわけです。新体育館整備をめぐっては、事の起こりから不透明感がつきまとい、真相と背景の究明は、もともと市議会の緊急性のある重要課題であります。

9月定例会で審査された「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」は、否決はされましたが、新体育館全体を包む不透明性はともかくも、この移動式観覧席の取得をめぐる事態を見逃せない、市議会は百条調査を行ってほしいという市民の思いのこもったものでした。

今回の「請願第10号」は、請願書の文面の一部には指摘すべきところがありますが、新体育館建設をめぐる不透明な事態のうち、特に移動式観覧席に関する官製談合等に着目したところが重要であります。「請願第9号」も「請願第10号」も公正で透明な市政へ流れを切り替えるべきだという思いがこもっている点で共通したものがああります。私は、9月議会で時間をかけて、全体経過が分かるように、丁寧に賛成討論を展開いたしました。飯塚市議会は、今度こそ、市民の思いを真っすぐに受け止め百条調査を求める請願を採択すべきであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。24番 瀬戸 光議員。

○24番（瀬戸 光）

「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」に反対の立場で討論します。

官製談合は犯罪行為でありますので、談合罪のほか、収賄罪や独占禁止法、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪に該当する可能性があります。これだけの様々な刑法などがあり、官製談合等の調査となれば、複雑かつ専門的な捜査が必要であると考えられ、百条委員会ではこのような捜査の役割が果たされる可能性があるとは思えません。もし、官製談合とあらば、全容を解明しなければならないのは、今回の請願者はもとより、市民の皆さん、職員の皆さん、そしてここにいる皆さんや私も含めて、みんな同じ考えであると思われまます。だからこそ請願者には、談合を捜査した経験が豊富な検察や警察、公正取引委員会に相談に行ってもらうことをお勧めすることこそが真摯な対応であるのではと考えるため、本請願に賛成することはできません。以上で、討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係

る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。お諮りいたします。この際、「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本案を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

提出者4名を代表し、「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議案」の提出理由を説明いたします。本議案は決議案ですので、案文を朗読し説明に代えさせていただきます。

次のとおり、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を設置するものとする。「1 名称 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」、「2 調査事項 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関すること」、「3 調査権限 本議会は、2に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び10項、並びに第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。」、「4 委員数 定数は11人とする。」、「5 調査期間 調査が終了するまで」、「6 費用 200万円以内」、以上、決議する。以上です。最後に皆様のご理解とご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありますか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

提案者にお尋ねいたします。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を設置するという決議案ですが、この官製談合等という「等」というのは、「など」ですね、どこまでの範囲を言っているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

先ほど請願の審査の結果報告を、議会運営委員長のほうから報告されました。その報告のとおりの内容で考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今の説明ではちょっと理解できませんが、もう一度、具体的にその範囲を示していただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

まず、この「等」を全体的に考えたときに、どこまで入るのかといったところで、昨日の議会運営委員会の中で、紹介議員である上野議員のほうから説明がありました。これに関しては、新体育館の移動式観覧席の入札に係る調査ということでもあります。また、談合等の「等」は、何を意味しているのかというのに関して、もう一つが、職員が落札業者と会食していたことから官製談合の疑いがあるというのが1点、もう1点が、業者間での談合の疑いもあると考えられるので、官製談合等としているという説明を受けました。私どもはそれに対して賛同いたしましたので、そのとおりだと、「等」というのはその内容だと考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

確認いたします。官製談合等の「等」、「など」というのは、官製談合と民間の談合だと、この2つを示すということですね。それと、これはあくまでも新体育館移動式観覧席の入札に係る部分であるということですので理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。24番 瀬戸 光議員。

○24番（瀬戸 光）

百条委員会、他市の、私が調べた限りなので全部か分からないのですが、警察などが捜査して、書類送検や逮捕された後に、百条委員会がつくられるケースは見受けられたのですが、百条委員会を警察などの調査前に設置して、談合が立証された事例があれば教えてください。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

知りません。

○議長（秀村長利）

24番 瀬戸 光議員。

○24番（瀬戸 光）

では先ほど、請願の討論では述べさせていただいたのですが、官製談合は犯罪行為でありますので、談合罪のほか収賄罪、独占禁止法、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪に該当する可能性があります。先ほど述べたように百条委員会でこのような役割が果たされる可能性があると考えられますか。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

役割と申しますか、今回請願者は、議会にその百条委員会の設置を求められているわけなんです。今回議会で、その百条委員会の設置の請願について、対応していくのは、当然、私も議員としては、やっていかないといけないことだと思っております。そういった罪に問われる、問われないというのは、それはやはり裁判上の話になってくるのではないかと考えています。

○議長（秀村長利）

24番 瀬戸 光議員。

○24番（瀬戸 光）

でも、今回の決議案も官製談合等による調査と書いているので、先ほどから申しますように、談合は犯罪行為であるので、警察や検察、公正取引委員会に捜査を依頼することが、討論でも述べましたとおり真摯な対応であるというふうに考えられますが、その役割を百条委員会で果たされると考えられるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

まず、この百条委員会の設置というときに、その前の決算委員会からの話の流れですよ、これ。その中で、こういったことがあったのかと言ったことに対して、何も返事がなかった。請願者のほうは、自分たちがうそをついているのか、そうではないということが1点。それと何も言わないということで、やましいことがあるのではないかということが1点あったと思います。そういったところで、まず、請願者は、請願者が選択することだと思いますが、警察ではなく、議会のほうに、まず百条委員会を設置してほしいということで要望されたわけです。それに対して私たちも、しっかりと調査していくことが、必要だと思っておりますし、そのとおりだと思いますので、今回この百条委員会の決議案を出させていただいております。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会設置に関する決議（案）」に賛成の立場から、討論を行います。

地方自治法第100条に規定された調査は、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。これを拒否し、あるいは虚偽の証言をすれば、告発する権限を持つところに重要な意義があります。この百条調査は、議会に与えられた権限ですが、最近では、市立図書館の指定管理をめぐる、市長、教育長らが正しくはないが違法ではない、適切ではないが、法律違反ではないと言い張るような片峯市政、議長選挙をめぐる、ポストと現金のやりとりが、この世は金ばい、金ちゃ——。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員、移動席の件に関して討論をお願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あったと取り沙汰され、報道されるような市議会のありさまを考え合わせれば、官製談合等疑惑の真相究明によって、公正で透明な市政に流れを切り替えることは、巨大議会の解散や資産公開条例づくりのような飯塚市民の世論と行動と固く結びつくことによって、初めて市議会は百条調査権限を正しく有効に行使できると考えます。

百条調査において、出頭及び証言、並びに記録の提出を求める選挙人その他の関係人は、9月定例会において、「請願第9号」に対する賛成討論でも述べましたが、業者については、今回入札に係るグッドイナフ株式会社、株式会社S・Y、株式会社福岡ソフトウェアセンターほか、

入札を辞退した10業者及び移動式観覧席調達に関係するメーカー、今回発注の背景となる新体育館本体工事入札に関係する大手ゼネコン6社及び地元の株式会社サカヒラ、九特興業、赤尾組のそれぞれの関係者、発注者サイドについては、片峯 誠市長、久世賢治副市長、藤江美奈副市長ほか、関係当時を含む総務部長、契約課長、市民協働部長、スポーツ振興課長、都市建設部長、建築課長、行政経営部長。政治家については、指摘されている坂平末雄副議長をはじめ、これらと関係が深い市議会議員を含めることになろうかと考えます。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。24番 瀬戸 光議員。

○24番（瀬戸 光）

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」について、反対の立場で討論いたします。請願のときにも、討論をさせていただきましたが、やはり官製談合は犯罪行為でありまして、警察や検察、公正取引委員会などに、しっかりと調査していただくことが必要であるのではと考えます。以上で、討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第24号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

会議時間を午後6時まで延長いたします。暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 5時44分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。会議時間を午後7時まで延長いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 光根正宣議員、6番 兼本芳雄議員、7番 土居幸則議員、8番 川上直喜議員、10番 深町善文議員、12番 江口 徹議員、13番 小幡俊之議員、14番 上野伸五議員、16番 吉松信之議員、19番 田中博文議員、22番 松延隆俊議員、以上11名を指名いたしたいと思ます。これに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後 5時45分 休憩

午後 5時54分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長、22番 松延隆俊議員、副委員長、12番 江口 徹議員であります。

「議員提出議案第18号」及び「議員提出議案第19号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

「議員提出議案第18号」及び「議員提出議案第19号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）」は、財務大臣、厚生労働大臣宛てに、「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）」は、厚生労働大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第18号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第19号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第20号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 土居幸則議員。

○7番（土居幸則）

「議員提出議案第20号」について、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第20号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第21号」及び「議員提出議案第22号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「議員提出議案第21号」及び「議員提出議案第22号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てに、「世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）」は、飯塚市議会が、国会及び政府が学校給食費無償化の早急な実現に取り組まれるよう強く要請するものであります。急激な物価高騰の影響を受けて、全国で8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を文部科学省が9月に公表しましたことは、意見書案文にもあります。その日、文部科学大臣は記者会見で、自治体に対して、物価高騰等を踏まえ、引き続き、臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したいとして国の決意を示しました。

こうした中、臨時交付金による期間限定ではない学校給食費無償化を求める世論が広がり、厳しい財政事情の下でも実施に踏み切る自治体が増えています。期間限定なしの学校給食費無償化に取り組んでいる自治体はどう広がっているのでしょうか。5年前の文部科学省の調査では、全国1740の自治体のうち、小中学校とも全面無償化していたのは76自治体でした。12月3日付、新聞赤旗の全国調査結果が掲載されましたが、それによると、小学校中学校とも給食費を無償化している自治体が254自治体に広がっています。青森市、人口27万人や、山口県岩国市、同13万人など大きな自治体も無償です。東京都葛飾区、同46万人や、千葉県市川市、同49万人などでは来年度から無償です。お隣の宮若市では今年3月の市長選挙で、学校給食費無償化を公約した候補が当選いたしました。現在、来年3月までの期間限定の無償化を実施中とのことですが、来年度からの本格的な無償化が期待されます。こうした地方自治体の流れを受け止め、国が立法政策によって無償化を実施することができます。学校給食については、学校給食法は第1条において、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの、食育の推進を図ることを目的とするとしています。

そもそも日本国憲法第26条において、義務教育はこれを無償とすると、国の責任を明記しています。この点について、飯塚市教育委員会は、最高裁大法廷判決、1964年、昭和39年2月26日のことと思われませんが、これを捉えて、無償とは授業料のことだという説明に終わっています。例えば、教科書代無償化はこの判決が出る前に立法政策として実現しています。学校給食費についても、冒頭に述べたように、今回国は、臨時交付金によって期間限定とはいえ、国の責任による無償化の実現を推進しています。国の判断によって、全国的な実施ができるわけです。飯塚市教育委員会は、最高裁の判例を振り回さず、どうすれば、学校給食費の無償化が実現できるか、ここにこそ心を砕くべきであります。この際、ぜひ、意見書案に賛成していただきますよう訴えるものであります。

次に、「世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書（案）」は、飯塚市議会が国会及び政府が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政権閣僚及び国会議員の結びつきの全容を究明するよう強く要望する内容です。世界平和統一家庭連合（旧統一教会）は伝導活動、靈感商法、高額献金、集団結婚において既に社会的にも、司法によっても裁かれています。この間の世論の追求の中で、政権与党の自民党の少なくない議員が、この旧統一教会と政策協定を交わしていることが明らかでありました。現在、旧統一教会に対する質問権の行使に続く解散請求が注目され、被害者救済新法の審査が終わりまして、策定されましたけれども、深刻な事態を打開し、被害者を救済するためには、旧統一教会と政界の癒着を全面的に明らかにすることが不可欠であります。

これは西日本新聞12月15日付によりますが、既に中野市議会、嘉麻市議会など、全国22地方議会が政界との癒着疑惑の解明や、政界との関係断ち切りを政府などに求める意見書案を可決しております。新聞赤旗12月16日付は、北九州市議会が昨日、反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議を全会一致で可決したことを報じました。こうした中で、旧統一教会の動きはどうでしょうか。12月14日、朝日新聞は、「旧統一教会信者ら議会に陳情書、各地で関係断つ決議しないで」の見出しで報じた中で、福岡県では少なくとも福岡市、久留米市、八女市、筑後市、大牟田市の各市議会に陳情や要望の文書が届いた。八女市議会では、久留米家庭協会の同じ信徒代表名の要望が共産党の2人を除く、計18人の市議宛てに届いたと書いています。先ほどの12月15日付、西日本新聞記事は、福岡県筑後・八女両市議会には久留米家庭協会の関係者が訪れた。議長に加え、共産議員を除く各市議宛ての要望書を持参したというを書いて、少し中略しますが、ある市議は、議員個人向けの要望は想定外だ、教団から威嚇されている印象を拭えないと身構えると続けています。

伝導活動、靈感商法、高額献金、集団結婚などの被害者、旧統一教会2世の救済、そして解散命令を実現するためにも、政権中枢及び自民党議員との癒着、結びつきの究明は不可欠であります。この際、飯塚市議会議員の皆さんが勇気を持って、この意見書案に賛成されるよう期待して、討論とします。討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第21号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第22号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第23号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

「議員提出議案第23号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てに、提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第23号 職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「署名議員を指名」いたします。11番 田中武春議員、20番 鯉川信二議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和4年第6回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 6時12分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	守光博正
10番	深町善文	24番	瀬戸光
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書記 生山 真希

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 武井 政一

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 長尾 恵美子

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 大井 慎二